

奈良県告示第四百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成十八年十月奈良県告示第三百十八号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和二年二月二十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

区域の名称	区域	縦覧場所
十津川村内野（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務課
十津川村五百瀬（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務課
十津川村重里（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務課
十津川村重里（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務課

十津川村重里（〇〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村重里（〇〇五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村重里（〇〇六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村重里（〇〇七）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村永井（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村永井（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村玉垣内（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村玉垣内（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課

十津川村玉垣内（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村西中（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村西中（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村西中（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村西中（〇〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村西中（〇〇五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村西中（〇〇六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課

十津川村小山手（〇〇二）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務 課
十津川村迫西川（〇〇一）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務 課
十津川村迫西川（〇〇三）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務 課
十津川村迫西川（〇〇四）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務 課
十津川村上湯川（〇〇二）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務 課
十津川村上湯川（〇〇一）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務 課
十津川村上湯川（〇〇四）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務 課

	十津川村出谷（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	
	十津川村出谷（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	
課	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務	次の平面図のとおり
課	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務	次の平面図のとおり

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。